

目 次

1. 基盤整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公緑- 1
2. 植 栽・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公緑- 18
3. 緑地育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公緑- 34
4. 施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公緑- 46
5. グラウンド・コート整備・・・・・・・・・・・・・・・・	公緑- 86
6. 自然育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公緑-102

(注1) 「大分県土木工事共通仕様書（令和8年10月）」を本文中で引用する場合は、当該仕様書の名称を省略し、項目番号と項目名のみを記載している。
（当該仕様書の第1編共通編第2章土工第3節河川土工・海岸土工・砂防土工
2.掘削工を引用する場合は、「第1編2－3－2掘削工」と記載。）

(注2) 本文中で**太字ゴシック**となっているものは、「大分県土木工事共通仕様書（令和8年10月）第1編共通編第1章総則第1節総則1－1－2用語の定義」において、定義された用語であることを示している。